株主各位

堺市堺区海山町2丁117番地

浅香工業株式会社

代表取締役社長 古賀秀一郎

第112期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、本日開催の当社第112期定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに 決議されましたので、ご通知申しあげます。

敬具

記

報告事項

第112期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)事業報告および計算書類報告の件

本件は、上記事業報告の内容、計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

(期末配当金は1株につき3円)

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

主な変更内容は、監査等委員会設置会社移行のための所要の変更の ほか、責任限定契約を非業務執行取締役と締結することができる旨 の変更等であります。詳細は後記の「定款一部変更についてのご案 内」(3頁から11頁まで)に記載のとおりであります。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)5名選任の件

本件は、原案のとおり取締役(監査等委員である取締役を除く)として古賀秀一郎、岡田 実、児山正紀、山木信男、河本幸博の5氏が深になり、ストズに対グルカーナー

が選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本件は、原案のとおり監査等委員である取締役として林 弘章、中務正裕、田中宏明の3氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本件は、原案のとおり補欠の監査等委員である取締役として門脇

昭氏が選任されました。

第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等の額設定の件

本件は、原案のとおり取締役(監査等委員である取締役を除く)の 報酬等の額を月額10百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用

人分給与は含まない)に設定することに承認可決されました。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

本件は、原案のとおり監査等委員である取締役の報酬等の額を月額

3百万円以内に設定することに承認可決されました。

第8号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策の更新の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

以上

定款一部変更についてのご案内

定款一部変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

	(下線は変更部分を示します。)
変 更 前	変 更 後
第1章 総 則	第1章 総 則
(商号) 第1条 当会社の商号は、浅香工業株式会社と 称し、英文では ASAKA INDUSTRIAL CO.,LTD. と表示する。	(商号) 第1条 (変更前のとおり)
(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことをもる。 1.ションストリスの事業を営むことをする。 1.ションストリスの大きないか、異見、物は出来の、以の表別をは、次の事業を営むことを対した。 、ススには、次の事業を営むことを対した。 、ススには、大きないが、という。 、ススには、大きないが、出類、大きないが、自然をして、は、大きないが、自然をして、は、大きないが、自然をして、いいのでは、は、大きないので、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	第2条(変更前のとおり)
13. 前各号に附帯する一切の事業 (所在地) 第3条 当会社は本店を堺市堺区に置く。	(所在地) 第3条 (変更前のとおり)

変更前	変更後
(機関) 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	(機関) 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) <u>(3)</u> 会計監査人
(公告方法) 第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、大阪市内において発行する産経新聞に掲載する。	(公告方法) 第5条 (変更前のとおり)
第2章 株 式 (発行可能株式総数および単元株式数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、4,000万 株とする。 2. 当会社の単元株式数は、1,000株とす る。	第2章 株 式 (発行可能株式総数および単元株式数) 第6条 (変更前のとおり)
(自己の株式の取得) 第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定 により、取締役会の決議によって市場 取引等により自己の株式を取得するこ とができる。	(自己の株式の取得) 第7条 (変更前のとおり)
(単元未満株式についての権利の制限) 第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利	(単元未満株式についての権利の制限) 第8条 (変更前のとおり)
(株主名簿管理人) 第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場 所は、取締役会の決議によって定め、 これを公告する。	(株主名簿管理人) 第9条 (変更前のとおり)

亦 後 前 変 (株式取扱規則) (株式取扱規則) 第10条 株主名簿および新株予約権原簿への記 第10条 (変更前のとおり) 載または記録。単元未満株式の買取 り、その他株式または新株予約権に関 する取扱いおよび手数料、株主の権利 行使に際しての手続等については法令 または本定款のほか、取締役会で定め る株式取扱規則による。 第3章 株主総会 第3章 株主総会 (招集) (招集) 当会社の定時株主総会は、毎事業年度 第11条 (変更前のとおり) 第11条 終了の翌日から3カ月以内に招集し、 臨時株主総会は必要ある場合に随時招 集する。 (定時株主総会の基準日) (定時株主総会の基準日) 第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準 第12条 (変更前のとおり) 日は、毎年3月31日とする。 (招集者および議長) (招集者および議長) 第13条 当会社の株主総会は、法令に別段の定 第13条 (変更前のとおり) めのある場合のほか取締役社長が招集 しその議長になる。取締役社長に事故 あるときは、取締役会においてあらか じめ定めた順位に従い、他の取締役が これにあたる。 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 当会社は、株主総会の招集に際し、株 (変更前のとおり) 第14条 第14条 主総会参考書類、事業報告、計算書類 および連結計算書類に記載または表示 をすべき事項に係る情報を、法務省令 に定めるところに従いインターネット を利用する方法で開示することによ り、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (決議の方法) (決議の方法) 第15条 株主総会の決議は法令または本定款に 第15条 (変更前のとおり) 別段の定めがある場合を除き、出席し た議決権を行使することができる株主 の議決権の過半数をもってこれをおこ 2. 会社法第309条第2項に定める決議 は、議決権を行使することができる株 主の議決権の3分の1以上を有する株 主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれをおこなう。

変 後 前 変 (議決権の代理行使) (議決権の代理行使) 第16条 株主は、当会社の議決権を行使するこ 第16条 (変更前のとおり) とができる他の株主1名を代理人とし て議決権を行使することができる。 2. 株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出し なければならない。 第4章 取締役および取締役会 第4章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会 (取締役の員数) (取締役の員数) 第17条 当会社の取締役は、12名以内とする。 第17条 当会社の取締役(監査等委員である取 締役を除く。)は、12名以内とする。 当会社の監査等委員である取締役は (新設) 5名以内とする。 (取締役の選任) (取締役の選任) 第18条 取締役は、株主総会の決議によって選 第18条 取締役は、監査等委員である取締役と それ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。 任する. (変更前のとおり) 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使す ることができる株主の議決権の3分の 1以上を有する株主が出席し、その議 決権の過半数をもっておこなう。 3. 取締役の選任決議は累積投票によらな 3. (変更前のとおり) いものとする (代表取締役の選定) (代表取締役の選定) 第19条 取締役会の決議により、当会社を代表 第19条 (変更前のとおり) する取締役として取締役社長1名を選定し、ほかに当会社を代表する取締役 若干名を選定することができる。 (役付取締役の選定) (役付取締役の選定) 第20条 取締役会の決議により、取締役のなか (変更前のとおり) 第20条 から取締役会長1名、専務取締役およ び常務取締役各若干名を選定すること ができる。 (取締役の分掌) (取締役の分堂) 第21条 取締役社長は、取締役会を掌る。取締 第21条 (変更前のとおり) 役社長事故あるときはあらかじめ取締 役会の定めた順位による他の取締役が これを掌る。 2. 取締役社長は取締役会の決議に従い当 会社の業務を執行し、これを続轄する。専務取締役、常務取締役および他の取締役は、取締役社長を補佐して当 会社の日常業務を処理し、取締役社長に事故あるときはあらかじめ取締役会 の定めた順位による他の取締役がこれ を代行する。

変 前

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終 了する事業年度のうち最終のものに関 する定時株主総会終結のときまでとす る。

(新設)

2. 増員または補欠として選任された取締 役の任期は、他の在任取締役の任期の 満了するときまでとする。

(新設)

(取締役の報酬等)

取締役の報酬、賞与その他職務執行の 対価として当会社から受ける財産上の 利益(以下「報酬等」という。)は、 株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第24条 取締役会は、法令に別段の定めのある 場合のほか、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
 - 2. 取締役社長に事故あるときはあらかじ め取締役会の定めた順位による他の取 締役がこれを代行する。

(取締役会の招集涌知)

- 第25条 取締役会の招集通知は、各取締役およ び各監査役に対し、会日から3日前に発する。ただし、緊急の必要あるとき は招集期限を短縮することができる。
 - 2. 取締役会は取締役および監査役全員の 同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

(新設)

(取締役の任期)

変

第22条 取締役(監査等委員である取締役を除 く。) の任期は、選任後1年以内に終 了する事業年度のうち最終のものに関 する定時株主総会終結のときまでとす

後

- 2. 監査等委員である取締役の任期は、選 任後2年以内に終了する事業年度のう ち最終のものに関する定時株主総会の
- 終結のときまでとする。 3. 任期の満了前に退任した監査等委員で ある取締役の補欠として選任された関 査等委員である取締役の任期は、退任 した監査等委員である取締役の任期の 満了するときまでとする。
- 4. 会社法第329条第3項に基づき選任さ 五社伝第229末第3項に基づき選任された補欠監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始のときまでとする。

(取締役の報酬等)

第23条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の

(取締役会の招集権者および議長)

(変更前のとおり) 第24条

(取締役会の招集通知)

- 第25条 取締役会の招集通知は、会旦の3日前 までに各取締役に対して発する。ただ し、緊急の必要あるときは、この期間 を短縮することができる。
 - 2. 取締役全員の同意があるときは、招集 の手続きを経ないで取締役会を開催す ることができる。

(監査等委員会の招集通知)

- - 招集の手続きを経ないで監査等委員会 を開催することができる。

変 変 後 前 (取締役会の決議の省略) (取締役会の決議の省略) 第26条 当会社は、会社法第370条の要件を充た 第27条 (変更前のとおり) したときは、取締役会の決議があったものとみなす。 (新設) (重要な業務執行の決定の取締役への委任) 第28条 当会社は、会社法第399条の13第6項の 規定により、取締役会の決議によって 重要な業務執行(同条第5項各号に掲 げる事項を除く。) の決定の全部また は一部を取締役に委任することができ (取締役会規則) (取締役会規則) 第27条 取締役会に関する事項については、取 第29条 (変更前のとおり) 締役会で定める取締役会規則による。 (新設) (監査等委員会規則) 第30条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。 (取締役の責任免除) (取締役の責任免除) 当会社は、会社法第426条第1項の規定 第31条 (変更前のとおり) 第28条 ヨ云には、云れ仏の界420米第1頃の放定 により、任務を怠ったことによる取結 役(取締役であった者を含む。)の損 害賠償責任を、法令の限度において、 取締役会の決議によって免除すること ができる。 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 (新設) (顧問および相談役) (顧問および相談役) 第29条 当会社は取締役会の決議により、顧問 第32条 (変更前のとおり) および相談役を置くことができる。 第5章 監査役および監査役会 (削除) (監査役の員数) (削除) 第30条 当会社の監査役は、4名以内とする。

変 更 前	変 更 後
(監査役の選任) 第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。	(削除)
(補欠監査役の予選の効力) 第32条 補欠監査役の予選の効力は、当該選任 のあった株主総会後、4年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関す る定時株主総会終結のときまでとす る。	(削除)
(常勤監査役の選定) 第33条 常勤の監査役は、監査役会の決議をも って選定する。	(削除)
(監査役の任期) 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終 了する事業年度のうち最終のものに関 する定時株主総会終結のときまでとす <u>る。</u> 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠 として選任された監査役の任期は、退 任した監査役の任期の満了するときま でとする。	(削除)
(監査役の報酬等) 第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議に よって定める。	(削除)
(監査役会の招集通知) 第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日から3日前に発する。ただし、緊急の必要あるときは招集期限を短縮することができる。 2. 監査役会は監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。	(削除)
(監査役会の決議方法) 第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定め のある場合のほか、監査役の過半数を もってこれをおこなう。	(削除)
(監査役会規則) 第38条 監査役会に関する事項については、監 査役会で定める監査役会規則による。	(削除)

変 更 前	変 更 後
(監査役の責任免除) 第39条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(削除)
第6章 会計監査人	第5章 会計監査人
(会計監査人の選任) 第 <u>40</u> 条 会計監査人は、株主総会の決議によっ て選任する。	(会計監査人の選任) 第 <u>33</u> 条 (変更前のとおり)
(会計監査人の任期) 第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結のときまでとする。 2.会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。	(会計監査人の任期) 第 <u>34</u> 条 (変更前のとおり)
(会計監査人の報酬等) 第 <u>42</u> 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査役会</u> の同意を得て定める。	(会計監査人の報酬等) 第 <u>35</u> 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査等委員会</u> の同意を得て定める。
(会計監査人の責任限定契約) 第43条 当会社は、会社法第427条第1項の規定 により会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定す る契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額 は、法令が規定する額とする。	(会計監査人の責任限定契約) 第 <u>36</u> 条 (変更前のとおり)

変更前	変更後					
第 <u>7</u> 章 計 算	第 <u>6</u> 章 計 算					
(事業年度) 第44条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。	(事業年度) 第 <u>37</u> 条 (変更前のとおり)					
(期末配当および基準日) 第 <u>45</u> 条 当会社は、毎年3月31日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株主質権者に対し、配当金として剰余金の配当をおこなう。	(期末配当および基準日) 第 <u>38</u> 条 (変更前のとおり)					
(中間配当および基準日) 第46条 当会社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株主質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当をおこなうことができる。	(中間配当および基準日) 第 <u>39</u> 条 (変更前のとおり)					
(配当金等の除斥期間) 第47条 配当財産が金銭である場合は、その支 払開始の日から満3年を経過してもな お受領されないときは、当会社はその 支払義務を免れるものとする。ただ し、未払の期末配当金および中間配当 金については、利息をつけない。	(配当金等の除斥期間) 第 <u>40</u> 条 (変更前のとおり)					
(新設)	附 <u>則</u> <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>当会社は、監査等委員会設置会社移行前の監査</u> <u>役(監査役であった者を含む。)の、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度に</u> おいて、取締役会の決議によって免除することができる。					

以上

「監査等委員会設置会社」への移行について

第112期定時株主総会において、定款一部変更の件が原案どおり承認可決されましたので、当社は、「監査等委員会設置会社」へ移行することとなりました。従来の監査役、監査役会制度を廃止し、法的機関として、取締役会の他に、過半数の社外取締役で構成される監査等委員会を設置しました。

これにより、当社役員の新体制は、平成28年6月29日現在、次のとおりとなりましたのでお知らせいたします。

	代	表	取	締	役	社	長		古	賀	秀-	一郎
	専	老	务	取	糸	帝	役		岡	田		実
	常	務		取	糸	帝	役		児	Щ	正	紀
	取			締			役		Щ	木	信	男
	取			締			役		河	本	幸	博
取締役 (常勤監査等委員)							林		弘	章		
	取締役 (社外監査等委員)								中	務	正	裕
取締役(社外監査等委員)									田	中	宏	明

なお、このたび尾崎順司氏は、監査役を退任いたしました。

以上

配当金のお支払について

銀行口座・ゆうちょ口座振込をご指定の場合

銀行・ゆうちょ口座振込をご指定の方には、「第112期期末配当金計算書」および「配当金振込先ご確認のご案内」を同封いたしましたのでお確かめください。

また、株式数比例配分方式を選択された場合の配当金のお振込先等につきましては、お取引の証券会社等にお問い合わせください。

銀行口座・ゆうちょ口座振込をご指定されていない場合

銀行・ゆうちょ口座振込をご指定されていない方は、同封の「第112期期末配当金領収証」により、最寄りのゆうちょ銀行または郵便局で払渡期間(平成28年6月30日から平成28年7月29日まで)内にお受け取りください。

以上